

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 2012年度税制改正大綱及び復興特別税

2011年11月に成立した復興特別税及び12月に閣議決定された税制改正大綱の概要は、つぎのとおりです。

1. 法人税関係

制度	内容	適用対象法人	適用事業年度
交際費の損金不算入	交際費は全額損金不算入。ただし、資本金1億円以下の一定の法人は、年600万円まで90%損金算入。	全て (年600万円の特例は資本金1億円以下)	2014年3月31日までに開始する事業年度
少額減価償却資産の取得価額の特例	取得価額が30万円未満の減価償却資産は、年300万円を限度として、取得時に全額損金算入。	中小企業者等(*1)	2014年3月31日までに取得した資産
欠損金の繰戻し還付の不適用	その事業年度に生じた欠損金について、繰戻し還付の適用不可。	中小企業者等(*2)以外	2014年3月31日までに終了する事業年度
研究開発税制	一定の要件を満たす試験研究費は、増加型又は高水準型を選択可能。	青色申告法人	2014年3月31日までに開始する事業年度
環境関連投資促進税制	太陽光パネルや風力発電設備等は、取得時に全額損金算入。		2012年4月1日から2013年3月31日までに取得した資産
過大支払利子税制	50%以上の資本関係のある者に対する純支払利子のうち、一定の所得金額を超える部分は損金不算入。	全て	2013年4月1日以後に開始する事業年度
復興特別法人税(2011年11月成立済)	一定の法人税額につき、100分の10の税率で課税。		2012年4月1日から2015年3月31日までの期間に開始する事業年度

(*1)中小企業者等 = 資本金1億円以下の法人。ただし、資本金1億円超の法人に50%以上等保有されている法人を除く。

(*2)中小企業者等 = 資本金1億円以下の法人。ただし、資本金5億円以上の法人の100%子法人を除く。

2. 所得税関係

(1) 給与所得控除の見直し

2013年分以後の所得税につき、その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の上限が設けられました。(現行は上限なし。)

(2) 退職所得課税の見直し

2013年分以後の所得税から、役員等としての勤続年数が5年以下の者が、その役員等の勤続年数に応じて支給を受けた退職手当等につき、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする従来の課税方法のうち、2分の1とする部分の措置が廃止されます。

(3) 復興特別所得税の創設(2011年11月成立済)

2013年から2037年までの期間は、一定の所得税額に対して100分の2.1の税率で課税されます。

お見逃しなく!

消費税率は、2011年12月27日現在、「社会保障・税一体改革案」において審議中です。